

財 国 第 1 9 6 6 号
令 和 8 年 6 月 30 日

関係団体代表者 殿

財 務 省 国 際 局 長 緒 方 健 太 郎

外為法に基づく手続のオンライン対応について

平素より、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に関する事務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

デジタル技術を活用した行政の推進については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」において、行政機関の事務等の一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることなど（デジタルファースト）が基本原則として掲げられ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（昨年6月閣議決定）においても、デジタル原則を含む規制改革の徹底等により社会全体の生産性を向上させていくことなどが決定されているところです。

外為法に基づく報告書及び届出書のオンライン提出を行う「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」（日銀外為法オンライン）については、これまでも、利用者の利便性等を向上させるべく様々な施策に取り組んでまいりました。現在、報告・届出を書面で提出している方々にとりましては、オンラインでの提出により、提出の迅速化・効率化、印刷・郵送料等のコスト削減等を通じ、一層の業務効率化が図られるものと考えられ、既にオンラインを利用いただいている方々からもそうした効果があるとの御意見を頂いているところです。

こうした状況を踏まえ、外為法に基づく手続のうち、日銀外為法オンラインにおいてオンライン化対応されていないもの等を受け付ける新システムを、財務省にて開発を進めており、令和10年4月の稼働を予定しております。当該新システムで受け付ける手続と日銀外為法オンラインで受け付ける手続の詳細については、別添「外為法手続のオンライン提出のお願いについて」をご参照ください。

全ての外為法手続は、令和10年4月以降、原則として、当該両オンラインシステムにより受け付けることとする予定です。

上記期日に向けて、当該両オンラインシステムによる報告、届出又は申請を行うことができるよう、別添を、貴協会傘下の企業に対して案内教示の上、必要な社内手続や日本銀行に対するオンラインシステム利用申込等の所要の手続をご勧奨いただくようお願い申し上げます。

なお、傘下企業に対する案内教示及び利用勧奨の方法については、別添を通知する方法、窓口において交付する方法又はホームページにおいて掲載する方法といった適宜の方法により行うようお願い申し上げます。

以上

【照会先】

○外為法令の解釈等に関する事、新システムや原則オンライン提出に関する事
財務省国際局調査課外国為替室

電話番号：03-3581-4111（内線 6186）

○日銀外為法オンライン、様式3スマート報告の利用手続に関する事
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計システムグループ

電子メール：gaitame@boj.or.jp 電話番号：03-3277-1504